

# 地方総監府・地方総監会議に関する基礎的検討

竹 永 三 男\*

キーワード・地方総監府 地方総監会議 地方長官会議 本土決戦

## はじめに

内務省主宰の官選知事の全国会議である地方長官会議について、筆者は、その開催実態に関する基礎的研究を積み重ね、その歴史的諸段階を提示するとともに、天皇と地方長官会議との関係の分析を軸にその政治的分析を行ってきた（稿末の関係文献参照）。その中で、第一次・第二次の西園寺公望内閣で内務大臣を務めた原敬によって、政府・内務省による地方長官（知事）に対する「双方向的統轄システム」として確立した地方長官会議が（竹永三男一九九六年）、東条英機内閣期に、内務省主催会議から内閣直接の指導会議に変化したと新聞報道で指摘されていたことを示した（竹永三男二〇〇五年<sup>a</sup>）。

戦時体制下でこのように変化した地方長官会議は、さらに一九四五年六月一〇日の地方総監府設置によって、全国を八地方に区分してそ

れぞれに設置された地方総監府に統轄されるものへと変化した。その一方、戦時下の地方長官会議の最後の開催日は、地方総監府設置前の一九四五年五月一四日であり（鈴木貫太郎内閣・安倍源基内務大臣）、戦後最初の地方長官会議は、地方総監府廃止（一九四五年一月六日）直前の同年一月二日（幣原喜重郎内閣・堀切善次郎内務大臣。この時は「地方総監及地方長官会議」として開催。竹永三男二〇〇八年<sup>a</sup>、二〇〇九年）であった。このことからすれば、近代日本における国家の地方統轄システムの歴史的分析を地方長官会議を対象として行うためには、地方長官会議が開催されていない敗戦前後の時期の地方総監府それ自体の分析を行うこと、次いで、地方総監府による管轄下の地方長官（府県）統轄の分析が必須になるのである。

本稿は、右に述べた筆者の地方長官会議研究の一環として、以下に述べる地方総監府に関する研究状況を踏まえ、まずは敗戦前後の地方

\* 歴史と考古教室現代史学研究室

総監府に関する基礎的検討を行うことを課題とするものである。

地方総監府については、『内務省史』第一巻、第三巻（大霞会）にその創設経緯と六月一九日に開催された最初の地方総監会議の次第が簡単に記述されているほか、歴史辞典類にも同書等に基く解説がなされている<sup>1)</sup>。

この地方総監府について、その創設経緯の歴史的分析を初めて行ったのが矢野信幸氏であった（矢野信幸一九九八年）。矢野氏は、地方総監府設置に至る経緯を、①地方行政・地方官僚組織に関する内務省権限（行政権限・人事・予算）を内閣に吸い上げて戦時体制強化を図ろうとする「内閣官僚」（鈴木内閣の内閣三長官⇨迫水久常内閣書記官長・秋永月三内閣総合計画局長官・村瀬直養内閣法制局長官等）と、「それに反対する現状維持派⇨内務官僚という対立図式」という近衛新体制期と同じ論理が貫かれていたこと、②陸軍と対抗する海軍がその内務省官僚と結んだこと、③その陸軍も「内務官僚に対して一定の譲歩をしても、一刻も早い国内強化策の実現」を図ったことから、④最終的には「内閣官僚」が内務省に譲歩して、「本土決戦のため」に地方総監府が成立したことを明らかにした。矢野氏の研究は、地方総監府の創設過程を「政治過程と政策形成過程を内閣機能強化という観点から分析」することで国家の地方統轄の問題を政治的に分析することに成功している。その一方、地方総監府創設後の活動実態については分析対象とされていないため、その研究は課題として残されている。その後、滝口剛氏は、地方総監府に先立って都庁府県の連絡調整組織として一九四三年に設置された地方行政協議会を、東条英機内閣・小磯国昭内閣期の戦時内務行政の展開過程の問題として分析したが、

その成果を踏まえて、地方総監府の機能についても言及している（滝口剛二〇〇一年、五二―五三ページ）。ここでは、曾我梶松熊本県知事（在任一九四四年八月一日―一九四五年一〇月二七日<sup>2)</sup>）の回顧談等をもとに、地方行政協議会で見られた制度的権限の強化と実態としての機能低下との乖離という問題が、「制度的には道州制に近づいた地方総監府においてもっとも甚だしかった」「地方総監府は浮いた存在で最後は地方庁がもっとも強い組織であった」としている。地方総監府が創設間もなく敗戦を迎え、続く占領下で廃止されたことから、その機能発揮には否定的見解が見られるが（注1の辞典類）、ここでも地方総監府創設後の実態分析自体は分析対象にされていないため、そのような見解の可否の確認は課題として残されたままである。

こうした中で、横島公司氏は、矢野氏の研究にも依拠しつつ、関係文書の収集・分析の上に立って地方総監府の実態分析の端緒を開かれたが（横島公司二〇一二年）、なお概要提示に止まっている。後掲【表2―1】～【表2―3】に示したように、地方行政協議会・地方総監府制で、樺太庁と一体のものとして組織編成された北海道の側からの今後の分析が期待されるところである。

この外、中国地方総監府については、原子爆弾の投下で大塚惟精総監はじめ二〇人が死亡するなどの被害を受けたことから、関係者の手で『中国地方総監府誌 原爆被災記録』が編纂・刊行されており、開設当初の総監府の組織と大塚総監らの活動の一端を具体的に知ることができるものとなっている（中国地方総監府誌刊行会一九七二年、家永三郎・小田切秀雄・黒古一夫編一九九一年所収）。

以下、本稿では、第一に、国家の地方統轄システムの歴史の変遷の

中での地方総監府の位置を確認するため、地方総監府の制度的性格を、その前身である地方行政協議会および地方総監府廃止後の後身組織である地方行政事務局と比較しながら確認する。

第二に、地方総監府の創設から廃止に至る経過を「朝日新聞」掲載記事によってたどり、地方総監府制の運用実態を通観する。

その上で、第三に、創設当初の地方総監府と地方総監會議の実態を、関係史料に基づいて明らかにする。

なお、先行研究（矢野信幸氏、滝口剛氏、横島公司氏）では、いずれも地方行政協議会、地方総監府を「道州制」との関連（その有無を含めて）において論じている。このことは、地方総監府に関する基本史料の一つである「昭和二十年六月 地方総監府関係 行政課」（国立公文書館所蔵 自治省④8/3A-130-123）に編纂された文書群を通覧すれば確認できるが、本稿ではこの問題には立ち入らない。

## 一 地方行政協議会・地方総監府・地方行政事務局の制度的性格

本節では、主題に関する検討の前提として、地方行政協議会、地方総監府、地方行政事務局の制度的性格を、それぞれの設置根拠の勅令の比較に基づいて確認しておこう。

【表1】は、地方総監府の設置根拠法令である「地方総監府官制」（昭和二十年六月十日勅令第三百五十号）、その前身組織である地方行政協議会の設置根拠法令「地方行政協議会令」（昭和十八年六月三十日勅令第五百四十八号）、同じく後身組織である地方行政事務局の根拠法令「地方行政事務局設置制」（昭和二十年十一月六日勅令第六百二十二号）

のそれぞれを、関連条文を対比させて一覧表にしたものである。また、各根拠法令で規定されたそれぞれの組織の設置区分・管轄区分を【表2-1】～【表2-4】に示した。これらの表を順次検討していけば、次の諸点を確認することができる。

第一に、各組織の設置目的（第一条）について見れば、地方行政協議会では「各般ノ行政ノ綜合連絡調整」（一九四五年一月三十一日勅令第四十四号で「各般ノ行政ノ統一及推進」に強化）とされていたものが、地方総監府では「各般ノ行政ヲ統轄」とされ、水平的連繋関係から垂直的指示関係に変更されている。地方総監府廃止後に設置された地方行政事務局では、これを地方行政事務局設置当初の「各般ノ行政ノ綜合連絡調整」に戻している。

第二に、各組織の設置区分・管轄区域は、地方行政事務局が設置当初の設置区分【表2-1】を一九四五年一月三十一日に勅令第四十四号で【表2-2】のように変更した後、地方総監府、地方行政事務局はこの区分を踏襲している。

第三に、職員とその定員配置では、地方行政協議会が委員制をとり、会長（地方行政協議会を附置した都庁府県の長官）・当該地方の地方長官・当該地方に管轄権を有する官衙の責任者等をもってこれに充て、会長の職務代理責任をもつ「主幹」を「当該都庁府県ニ配置セラレタル地方参事官」（第九条）に担当させる外は、協議会の庶務を「当該都庁府県之ヲ掌リ長官官房又ハ知事官房ノ主幹トス」としているのに対し（さらに、一九四三年六月三〇日の勅令第五百五十号「地方参事官設置制」で、協議会が付置された各都庁府県に「当該地方長官ヲ助ケシムル為」地方参事官各一人を配置している）、地方総監府、地方行政

事務局では各級の専任職員を配置している（後掲【表7】②に示したとおり、地方総監府創設時に配置された職員総数は六五四人と報じられていた）。また、地方総監・地方行政事務局長官について見れば、地方行政事務局長官が地方行政協議会会長と同じく附置された都庁府県の地方長官が兼任することとされているのに対し、地方総監は管下の地方長官とは別個に配置することとされている。もっとも、実際の制度運用時には、北海道地方総監が北海道庁長官の、関東信越地方総監が東京都庁長官の、四国地方総監が香川県知事のそれぞれ兼任とされていた。

第四に、「道州制」との関連（滝口剛二〇〇〇年）、戦時体制に即応した内閣機能強化との関連（矢野信幸一九九八年）で問題となった、内閣・内務省との関係について見れば、「地方行政協議会令」では「第七条 会長ハ内閣総理大臣ノ監督ノ下ニ於テ会務ヲ総理ス」とされていたのに対し、「地方総監府官制」では「第三条 地方総監ハ行政全般ノ統轄ニ付テハ内閣総理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ内閣又ハ各省ノ主務ニ付テハ内閣総理大臣又ハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ク」および「第四条 地方総監府ニ関スル事務ハ内務大臣之ヲ統理ス」とされ、「地方行政事務局設置制」では第三条でこれを踏襲している。このことを地方総監会議の実際について見れば、後掲の【表3-1】～【表6】に示したように、地方総監会議が首相官邸で開催されるのに対し、地方総監府官房主幹会議が内務省で開催されていることと対応している。

第五に、地方行政協議会会長の権限が会務の処理・遂行に関するものに限られていたのに対し（第五条、第八条、第十条）、地方総監は罰則を伴う地方総監府令の発布権（第五条）、「非常急変ノ場合」の出兵

要請権（第六条）、所部の高等官の「功過具状権」と判任官の進退決定権（第七条）をそれぞれ付与されており、地方行政事務局会長も第七条の権限を踏襲している（第六条）。

以上の検討から、制度の継承と断絶という点では、地方総監府制は地方行政協議会制を大きく変更して総監権限を強化し、地方行政事務局制はこの点でこれらの一部を継承していることが見て取れる。

## 二 地方総監府創設後の制度運用の実際

地方行政協議会制を前提としながら、設置目的を、「各般ノ行政ノ総合連絡調整」「各般ノ行政ノ統一及推進」から、より強い総監権限に裏付けられた「各般ノ行政」の「統轄」に引き上げた地方総監府は、創設から廃止に至るまでどのような経過をたどったのだろうか。「はじめ」で述べたように、創設間もなく迎えた敗戦・占領によって地方総監府自体が廃止されたことから、従来の研究は、地方総監府の機能発揮について否定的である。しかし、地方長官会議の歴史的研究という筆者の研究課題からしても、地方総監府と地方総監会議それ自体の研究という点からしても、まずは創設後の地方総監府制の運用実態を通観しておくことが必要である。次に掲げる【表7】は、「朝日新聞」掲載記事によって、その経過をたどったものである。

まず、【表7】の敗戦までの記事から見て取ることができることとして、次の諸点を確認しておこう。

第一に、地方総監府の組織整備がそのための内閣各省からの人事異動を伴って進められたことである（②⑤⑥⑨⑩以下、【表7】「地方総監府関係の動き」欄に掲載した関係記事冒頭の番号を記す）。この人

事異動は、表示した記事に関する限りでは、七月八日(20)までに終わっている。

第二に、地方総監府制の整備が、設置目的である本土決戦に備えた政府各省の権限の地方総監府への委譲を中心として進められている(3)(17)(23)(29)(32)(33)(38)。この点に関連して重要であるのは、一九四五年六月一九日に開催された最初の地方総監会議で鈴木内閣総理大臣が「諸君ノ執務上心掛ケラルベキ事ノ中ノ最モ重要ナルモノ……ヲ実現セシムル為ニ政府ハ極メテ大幅ニ其ノ権限ヲ諸君ニ委譲致シマス。今般成立致シマシタル戦時緊急措置法ニ基ク広汎ナル政府ノ権限モ亦必要ニ応ジテ諸君ニ之ヲ委譲センコトヲ期シテ居ル次第アリマス。」と訓示していることである。即ち、「戦時緊急措置法」(昭和二十年六月二十一日法律第三十八号)は、その第一条で戦争遂行のため、次のような政府権限の拡大・強化を規定している。

- 第一条 大東亜戦争ニ際シ国家ノ危急ヲ克服スル為緊急ノ必要アルトキハ政府ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ掲グル事項ニ関シ応機ノ措置ヲ講ズル為必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得
  - 一 軍需生産ノ維持及増強
  - 二 食糧其ノ他生活必需物資ノ確保
  - 三 運輸通信ノ維持及増強
  - 四 防衛ノ強化及秩序ノ維持
  - 五 税制ノ適正化
  - 六 戦災ノ善後措置
  - 七 其ノ他戦力ノ集中發揮ニ必要ナル事項ニシテ勅令ヲ以テ指

定スルモノ

地方総監府への政府権限の委譲は、順次、また「戦時緊急措置法」にも基づいて実施されていくのであるが、この権限委譲を表示した記事に関する限りでは八月初旬(38)までに終わっている。

以上、内閣各省からの人事異動と権限委譲から見た場合、地方総監府は、制度的には一九四五年七月末・八月初旬までに確立したと見ることができよう。

第三に、地方総監府の設置位置、地方総監府の管轄区分が、他の官庁・軍や産業統制・戦争動員のための国策団体の活動を規定するものとなっていることも注目される(4)(11)(16)(21)(25)(38)(39)。それは控訴院の移設と新設(4)(38)、陸海軍の配置(16)、国民義勇隊の中核と位置づけられた学徒隊に対する文部省学徒指導班の担当者(25)から、産業統制団体の設置単位(21)(39)、日本文学報国会の支部設置方針(11)にまで及んでいる。このように関連する官庁・軍・国策団体の動向にまで視野を拡げて検討すると、地方総監府それ自体の機能の確立とは別に、それが創設されたことの影響が大きいことが見て取れる。

第四に、鈴木内閣総理大臣は、前述の最初の地方総監会議の訓示で、地方総監府の設置に関して第一に注意すべき点として「本制度ハ所謂地方分権的ナル趣旨ニ出デテ居ルモノデアリマスガ、然シナガラ是ハ決シテ帝国ヲ幾ツカノ部分ニ分断セントスル趣旨ノモノデハナイ」のであつて、「国家ノ統一性ヲ維持スル」ために地方総監の役割が重要であると強調している。全国八つの地方総監府に大幅に権限を委譲しながら、なおかつ「国家ノ統一性ヲ維持スル」保障が、地方総監会議を開催すること(12)(26)、そこで提示した政府方針を具体的に指示するた

めに官房主幹会議、各地方総監府部長会議を開催すること(⑬⑰⑲⑳㉑)、軍需省主催の地方軍需監理局長官会同⑳も同じ役割を果たすものである)、日常的に中央―地方の連絡を図るため内務省内に地方連絡室を設置して地方総監府には原則として毎月一回、庁府県には随時参与・室員を派遣することとしたこと(㉒)であった。【表3―1】～【表6】に示した地方総監会議とそれに続く官房主幹会議は、地方長官会議とこれに続く府県各部長会議と同形式のものであるが、全土空襲の激化によって地方長官会議の開催が困難になる中、これらの会議が地方長官会議の役割を代位していたと言えよう。

第五に、政府各省の戦争遂行政策の実施主体として地方総監府が位置づけられ、活動していることである(⑭⑮⑯㉒㉓㉔㉕)。

そして第六に、北海地方から九州地方に至る各地方総監府が開設され、具体的な活動を開始するとともに、地方官衙との連繋が実際に図られていることである(⑦⑧⑩㉖㉗㉘)。これを関東信越地方総監府について見れば、地方総監府創設の二日後の六月一二日、同総監府が東京市芝区西久保巴町の鞆絵国民学校内に開設され、午後一時半から開庁式が挙行されると予告されていた(「朝日新聞」一九四五年六月一日)。地方総監府が都庁とは別の施設に設置されていることは、中国地方総監府でも同様で、同総監府は広島県庁から離れた広島文理科大学内に開設された。中国地方総監府誌刊行会一九七二年)。

関東信越地方総監府ではまた、六月一六日から二八日にかけて、地方総監と地方副総監が管内全域の巡閲を分担して行っていたが(⑩)、同じ管内巡閲は中国地方総監府でも開設間もない時期の山口県内に続いて、七月下旬から八月三日にかけて岡山県・鳥取県・島根県の巡視

が実施されていた(中国地方総監府誌刊行会一七七二年、三三八ページ)。

ところで、関東信越地方総監府開庁式当日の「朝日新聞」(一九四五年六月一三日)には、本間精副総監(元福岡県知事)の談話が掲載されていた。この談話では、「まだどういふ権限がどういふ形で附与されるのか具体的にきまつてゐないので仕事の細かいことまでには触れない」と地方総監府自体が制度的に未完成であることが語られるとともに、職責の実践が官僚機構の割拠性の中で困難であることが次のように率直に語られている。

いま心配してゐるのは協議会当時しばしば見受けられたことだ  
が行政の指令が下級官庁に二つになつて流れることだ、折角総監  
府が出来上つても例へば農商省は農商省であひかはらず地方総合  
行政庁なり特別官庁に勝手に指令するといふやうでは困る、第一  
受命官庁が泣かねばならぬ、総監府といふ大番頭に任せた以上は  
中央各省は思ひ切りおほらかな気持であつてもらひたいこれがほん  
との大和の精神である

同時に、「帝都の特殊性にかんがみ都長官が同時に総監であることはこの上もなく幸である」とする本間副総監は、「(地方行政―竹永)協議会当時とは違つて総監府は都から官制の上で一応切離されてゐるので私はこの点に特に留意して行きたい」としつつも、「現在都民が直面してゐる問題について言へばまづ被災者の住宅をどうするか、解決されねばならぬ」と東京都民の住宅問題の解決に意欲を示し、この点での政府の実際上の無策を批判していた。

本間副総監は、また、空襲で破壊された東京に対する支援のための

周辺県の供出等の問題に言及し、そのために「出来れば総監府からもどしどし係員を派出させて生産県の事情をよく呑込むと同時に帝都の立場も十分納得してもらふごとき手を打たねばなるまい」と語っている。戦時体制と空襲の激化の中で設置された関東信越地方総監府の活動が、帝都東京と「周辺の生産県」との関係の問題として語られているのである。地方総監府の設置は、関東信越地方総監府について言えば、中央―地方関係を東京都―周辺諸県の関係で再生産するものでもあったと考えられるのである。

最後に第七に、地方総監会議や官房主幹会議・各部長会議の伝達会議として「地方長官及主要官衙長会議」が開催されていたことも指摘しておこう(31)。それは、地方長官会議がその内容の府県内への伝達会議として郡市長会議(郡制廃止後は市町村長会議)を伴っていたことと共通するものであり、中央政府の方針の末端への徹底は、こうした伝達会議によらねばならないことを示すものである。

以上列挙したことは、一九四五年六月一〇日の創設から同年一月六日の廃止まで一四九日という僅かな期間、しかも敗戦前後の危機と混乱の時期であるにも拘わらず、地方総監府制が実態あるものとして機能・影響していたことを示しているのである。

なお、敗戦後の地方総監府とその措置をめぐる動きについて、次の点を確認しておこう。

第一に、本土決戦を必至として行政・軍政の一体的活動をめざして設置された地方総監府であったが、敗戦後の存廃をめぐる動きは紆余曲折したことである。降伏直後の八月一八日、山崎内務大臣は直ちに廃止せよと声明していたが(41)、九月二八日に至って地方総監府を

廃止し地方行政事務局・地方行政連絡会議を新設することが閣議で決定され(50)、一〇月三日には枢密院でも承認された(53)。しかし、その後GHQの意向で廃止が一時中止となっていると報じられ(60)(62)、ようやく一一月一日付で廃止の承認が得られたというのである。

第二に、その間にも、地方軍需監理局の廃止(43)、地方防衛本部の廃止(45)など地方総監府の外局組織・連携組織が廃止されていた。

第三に、この間にも三回目の地方総監会議・官房主幹会議が開催されたほか(46)(47)(48)、中国地方総監府が「満州」・朝鮮からの邦人引き揚げに尽力していた(49)。

そして、第四に、地方総監府の存廃について、「朝日新聞」紙上では多様な議論が展開されていたが(52)(59)(64)、その中には、地方総監府制を拡充して州庁制を断行することを求めるものもあつた(59)。

このような敗戦後の地方総監府をめぐる動向とその要因を究明することも今後の課題である。

### 三 第一回地方総監会議の検討

本稿の最後に、前述のように、地方総監府に大幅に権限を委譲しながらも、「国家ノ統一性ヲ維持スル」保障として開催された地方総監会議・官房主幹会議の実態の一端を、最初の地方総監会議について見ておこう。

一九四五年六月一九日に開催された最初の地方総監会議の次第は、「朝日新聞」の報道するところによれば【表3―1】のとおりである。

この会議の冒頭で鈴木内閣総理大臣が訓示したことは、次の諸点であつた。

鈴木首相は、訓示の冒頭、地方総監府設置の理由を次のように述べていた。

戦局愈々危急ヲ告グル今日ニ於キマシテハ、従前ノ協議会ノ制度ヲ以テシテハ局面ノ急ニ応ズルコト困難デアルト考ヘマシタノデ、軍ノ作戦ニ即応シツツ、各地方ニ於テ其ノ実状ノ推移ニ応ジ各般ノ行政ヲ統括推進セシメントスル意味ヲ以チマシテ、強力ナル権限ヲ有スル綜合官庁トシテ茲ニ地方総監府ヲ設置シタノデアリマス。

沖繩戦が最終局面に入り、本土決戦が必至となった段階で、軍事作戦と一体化した行政統轄推進体制として採用されたのが地方総監府であるというのである。

鈴木首相は続いて、注意すべき点として次の四点を挙げていた。

第一に挙げたのは、前述した、「本制度ハ所謂地方分権的ナル趣旨ニ出デテ居ルモノデアリマスガ、然シナガラ是ハ決シテ帝国ヲ幾ツカノ部分ニ分断セントスル趣旨ノモノデハナイ」のであつて、「帝国全体トシテ統一アル行政ノ運営」を行うために地方総監の「心持ト中央政府ノ心持トノ完全ナル繋リ」が必要だということであつた。

第二点は、「本制度運営ニ付キマシテハ諸君ガ国家ノ運命ヲ真ノ一身ニ荷ヒ全責任ヲ執ルノ心構ヘヲ以テ当ラレナケレバナラヌト云フコト」であり、そのために地方総監は、「克ク中央ノ意ノ在ル所ヲ体得シ之ヲ自己ノ責任ニ於テ其ノ地方ノ実情ニ即シツツ具現滲透スルヤウニ努メテ戴キ度イ」ということであつた。

第三に強調したのは、訓示冒頭で述べた軍事作戦と行政の一体化であつた。

第三ハ、本制度ハ正ニ本土決戦態勢ニ即応スルモノデアリマスルガ故ニ、諸君ノ行政ハ全ク平時的觀念ヲ払拭シ軍ノ作戦ト緊密ニ即応スルモノデナケレバナリマセヌ。従ツテ戦争ニ従軍シツツアリトノ感覺ヲ最モ高度ニ涵養セラルルト共ニ、其ノ具體的施策ニ付テハ軍ト緊密ナル連繋ヲ保持セラレ度イト思フノデアリマス。

ここに地方総監府創設の根本的必要性があつたのである。そして第四に述べたことは、前述した関東信越地方総監府の本間副総監が懸念した行政の割拠性を指摘した上で、これを克服して、中央政府の権限を委譲された地方政府として総合的行政の実践を求めるものであつた。

各省ニハ夫々各省ノ伝統ガアリ、各省官吏ニハ夫々各省官吏トシテノ氣質ガアルノデ、是等ヲ綜合統括シ渾然一体、真ニ中央政府ノ分身トシテ高度ノ綜合行政ヲ施行シ総力ヲ發揮セシムル為ニハ、諸君トシテハ從來トハ全ク違ツタ心構ガ必要ナノデアリマス(す)。

そして、この訓示の最後に鈴木首相が強調したことは、「戦時緊急措置法」の意義と地方総監府との関連であつた。即ち、鈴木首相は、成立したばかりの「戦時緊急措置法」の意義を次のように述べていた。

近来経済統制ヲ始メ各般ノ統制ガ実施セラレ法規モ従ツテ非常ニ煩瑣ニナリ、申サバ之ヲ施行スル政府モ又国民モ其ノ法規ノ末節ニ束縛セラルルガ如キ状況デアッタノデアリマスガ、此ノ法律ヲ施行スルコトニ依ツテ此ノ束縛ヲ解除シ直ニ戦力ヲ集中發揮スルニ必要ナル臨機ノ措置ヲ講ジ得ルコトニナツタノデアリマス。

戦時統制が政府をも縛るといふ逆説的状况の中で、政府が戦争遂行のためにその「束縛ヲ解除」して「臨機ノ措置」を講じることが可能に



したというのである（前節で引用した同法第一条参照）。そして、前述のとおり、同法で得た政府の権限を、地方総監に委譲することを約束したのであった。

鈴木首相のこの訓示は、本土決戦が必至とされる絶望的な戦局の下で、〈帝国の分断〉が生じた際にも、全国を八つの管轄区域に分けた地方総監府体制の構築によつて、国家Ⅱ国体の存続を図ろうとする意図が垣間見えるものであった。そしてそれは、敗戦前後に島根県知事を務めた山田武雄が、「松江騒擾事件（徹底抗戦を主張する一団による島根県庁焼討事件）」を回想する中で、「敵上陸せば、男女老若を問わず、尊き方をお迎えし、三瓶山まで戦い抜き、最後のお託びをする決心であり、その旗印として、神州不滅皇国護持を心中深く持っていた<sup>10</sup>」と述べていることと符合する、「天皇の官僚」に共通する意識でもあった。

この首相訓示に続く安倍源基内務大臣の説示では、地方総監府が何よりも「決戦態勢確立ノ為ノ地方ニ於ケル中枢行政指揮機関」であることが第一に強調され、その実質化のために「所謂実施機関事務機関デハナク統轄機関タルコトヲ其ノ本体トスル」との位置づけを示している。そして、それを効果的に遂行するため、「当該地方ノ実情ニ即シ」ていること、「行政ノ統一の運営」を重視することを求めるとともに、併せて「参与会」の設置に言及していた<sup>11</sup>。

この地方総監府の「参与」は一九四五年六月一〇日の勅令第三百五十二号で設置されたもので、「地方総監府ノ府務に参与セシムル為各地方総監府ニ」「内務大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ」「若干人」を命じたものであり、同年六月二二日の勅令第三百八十二号で若干の改正がなされたものであったが（任期を一年とした<sup>13</sup>）、そ

の構成と運営については、内務次官通牒で具体的に規定されていた<sup>14</sup>。この通牒では、参与は、「主トシテ当該地方ニ居住シ且当該地方ニ関係アル左ノ範圍ノ者ノ中ヨリ之ヲ選任スルコト」とし、「貴衆両院議員関係 都道府県会議員関係 市町村関係 各種団体関係 学術関係 報道関係 其ノ他学識経験アル者」を挙げていた。この参与の運営については、「参与ノ職責ハ求ニ応ジ又ハ自ラ意見ヲ開申シ行政ノ適正強力ナル運営ニ寄与スル」とした外、「戦時緊急措置法ニ基ク措置ニ関シ地方総監ヨリ諮問又ハ報告アリタル場合ニ於テハ参与会ヲ開キ意見ヲ答申シ又ハ報告ヲ聴取スルコト」と規定されていたように、地方総監の助言・諮問機関として位置づけられた。そして、それとともに、「戦時緊急措置法」の運用に関しては、

一 戦時緊急措置法ニ基キ地方総監ノ為ス措置ニシテ左ニ掲グルモノ（軍機ニ関スルモノヲ除ク）ハ地方総監ヨリ参与ニ諮問スルモノトスルコト 但シ已ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ事後ニ報告スルコト

（一）同法第一条ノ規定ニ基キテ発スル地方総監府令ニシテ法律ヲ以テ帝国議會ノ協賛ヲ経ベキモノニ係ルモノ

（二）同条ニ基キテ発スル地方総監府令ニシテ前号ニ準ズル重要性質ヲ有スルモノ例ヘバ国家総動員法等ニ基ク勅令ヲ變更スルガ如キ重要ナルモノ

（三）関係ノ規定ニ基キテ為ス地方総監ノ一般の処分（許認可等個別的処分ヲ含マズ）ニシテ第一号ニ準ズル重要性ヲ有スルモノ 例ヘバ地方総監府ノ管轄区域ノ全般ニ亘リ地方総監府告示等ヲ以テ行フガ如キ重要ナルモノ

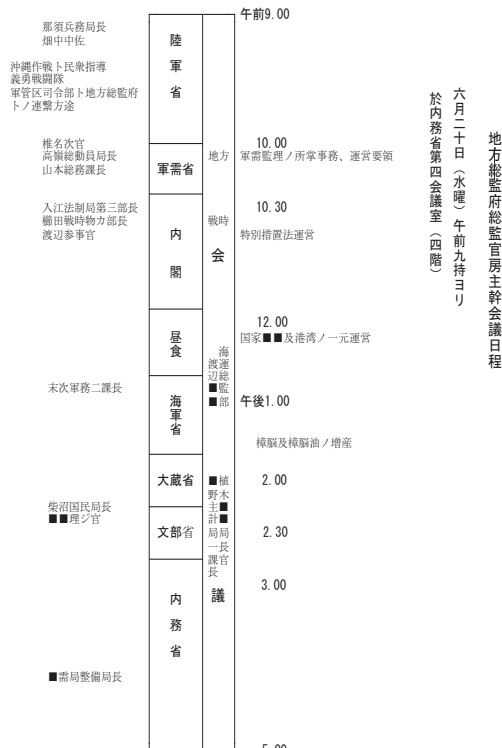
二 地方総監ニ於テ同条ノ措置ヲ為ス場合ハ事態急迫ノ為交通又ハ通信困難ト為リタル場合其ノ他已ムコトヲ得ザル場合ニ限ラレ法第四条及令第四条ニ依リ戦時措置緊急置法委員会ニ諮問スルコト困難ナルベキヲ以テ事後ニ主務大臣及内務大臣ニ措置ノ顛末ヲ（前項ニ依リ参与ニ諮問シタルトキハ其ノ答申ト共ニ）報告シ主務大臣ヨリ戦時緊急措置委員会ニ報告スルヤウ取計フコト

尚軍機ニ関スル措置ニ付テハ戦時緊急措置委員会又ハ参与ニ対シ諮問又ハ報告スルノ要ナキモ主務大臣ニ対シテハ右ニ準シ之ヲ報告スルコト

と規定されていた。これによれば、参与は、「戦時緊急措置法」に基づいて地方総監が行う措置に関する諮問機関とされていたが、諮問基準が「地方総監府令ニシテ法律ヲ以テ帝国議会ノ協賛ヲ経ベキモノニ係ルモノ」とされていることからすれば、中央政府に対する帝国議会の役割を、議決機関から諮問機関に権限を弱化させて果たさせようとするものであったと言えよう。しかし、「軍機」関係事項の除外や事後報告規定など、諮問会としても、その制度上の権限はまったく薄弱なものとされる一方、主務大臣（内務大臣）への報告規定に見られるように、地方総監府に対する内務省の統轄権の確保に注意が払われたものであった。

一方、地方総監会議に引き続いて内務省で開催された地方総監府官房主幹会議では、政府各省の部長・局長級の官僚と軍部から、より具体的な情勢と政策方針が伝達され、懇談が行われていた。その中の第

【図1】第1回地方総監府官房主幹会議日程表  
(1945年6月20日開催、於・内務省)



一回官房主幹会議【表3—2】でなされた椎名軍需次官の挨拶では、地方総監府の外局として編成替えされた地方軍需監理局と地方総監府との一体性の確保が強調され、これを軍需省と内務省の連絡が担保するとしていた（「朝日新聞」一九四五年六月二日）。地方総監府はこの点でも、中央政府の「戦時体制型相似形」であった。

この「第一回官房主幹会議」については「会議日程」が残されている（「朝日新聞」）。これによると、その日程は「朝日新聞」所載のものと若

出典：「地方総監府官房主幹会議日程」（「昭和二十年六月 地方総監府関係」3A-13-8-123）国立公文書館所蔵  
注：ゴシック・太字は謄写印刷、明朝体細字は手書きによる書き込み。■は判読不能文字

干異なる外、出席者の書き込みがあり、報道されなかった会議の実際を窺い知ることができる。例えば、会議冒頭の陸軍省の説明では、那須兵務課長と畑中少佐が立ち、「沖繩作戦ト民衆指導 義勇戦闘隊 軍管区司令部ト地方総監府トノ連繫方途」が話されたという具合である。今後、こうした史料の調査・確認によって、会議実態を究明することも課題である。

以上、本節では、地方総監府創設後一〇日を経ずして開催された最初の地方総監会議とそれに続く官房主幹会議の内容を検討したが、このような会議が【表3-1】～【表6】に示したように四回開催されていた。地方総監会議の実態化とその機能を評価するためには、これら四回の会議の実態を究明することが必要である<sup>15</sup>。

## おわりに

地方総監府制の運用過程に関する基礎的問題として、現時点で指摘できる点は、大要以上のとおりである。その実態のさらに精確な究明は今後の課題であるが、筆者の研究課題からすれば、地方総監府を地方長官会議の歴史的展開過程の中に位置づけることが重要である。

その際、『内務省史』第三巻が、地方長官会議について、次のように述べている点に注意しておきたい<sup>16</sup>。

地方長官会議は、内閣の意を体して、内務大臣が国の総合出先行政機関の長である地方長官を招集して行なう会議であり、同時に、府県自治体の長としての地位にある府県知事の会議でもあった。

ここで指摘されているのは、地方長官会議の二重の性格であるが、それを規定しているのが、「国の総合出先行政機関」と「府県自治体」〔国

家機関である府県は自治体ではないが、在地からの規定を受けて、中央政府から相対的に独自の行政を施行する契機を有するという意味では理解できる〕という府県の二重性と、「地方長官」と「知事」という府県知事の二重性を示すものでもある。実際、地方長官会議関係史料、とくに新聞報道を追跡していくと、地方長官会議に参加した知事が地方ごとに独自の協議を行い、また、東北六県の知事のように連繫して政府に要請行動を行う動きを確認することができる。

筆者は、このような「府県の二重性」「府県知事の二重性」に規定された国家の地方統轄システムの中で、地方長官会議の歴史的諸段階を検討してきたのであるが（竹永三男二〇〇五年ほか）、地方総監府の歴史的分析に際しても、これを府県の自律的・地方的連携の動きとの関連で検討することが必要だと考えている。また、地方総監府の制度と機能の乖離についての滝口剛氏の指摘に言えば（滝口剛二〇〇一年）、この地方総監府体制の下での府県の自律的動きを、「決戦態勢」下の地方行政の実態として、前後四回の地方総監会議とその伝達会議を含めて検討することが必要になるのである。

## 〔注〕

- 1 『日本近現代史辞典』東洋経済新報社、一九七八年（渡部徹氏執筆）、『国史大辞典』第九巻、吉川弘文館、一九八八年（三沢潤生氏執筆）、『日本歴史大辞典』2 小学館、二〇〇〇年（大石嘉一郎氏執筆）

- 2 戦前期官僚制研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、一九八一年

- 3 「昭和二十年六月 地方総監府関係 行政課」(国立公文書館所蔵 自治省<sup>⑧</sup>/3A-13-8-123) 所収の、一九四五年四月一八日の「州庁 制設置要綱(案)」[「州庁制ノ利弊」]「道州制案ニ関スル諸問題」。
- 4 ソ連参戦後、樺太の支配を失った北海地方が地方行政事務局設置 対象から外れている。また、地方行政協議会設置当初、「北陸地方」 に区分された新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県の五県は、 一九四五年一月三一日に勅令第四十四号で解体され、新潟県・長 野県が「信越」として関東と、富山県・石川県が「北陸」として 東海とそれぞれ一括され、福井県は近畿地方に組み入れられてい る。
- 5 占領下の地方行政統轄システムの再編という観点から地方総監府 と地方行政事務局との関連を分析する場合、矢野信幸氏が提起し た内閣と内務省の管轄権をめぐる対抗関係に留意するとともに、 GHQの対日占領政策の中で地方行政制度の改革方針との関係 を見据えて、地方自治法制定過程の問題として検討することが必 要である。
- 6 「地方総監会議内閣総理大臣訓示(二〇、六、一九)」[昭和二十年 六月 地方総監府ニ関スル件 内閣官房総務課長](国立公文書館 所蔵、2A-40-298) 所収
- 7 アジア歴史資料センター Ref.A04017708100、御署名原本・昭和 二十年法律第三十八号「戦時緊急措置法」国立公文書館所蔵
- 8 「朝日新聞」が報じたこの会議の内容は、この会議文書「地方総監 会議次第」(昭和二十年六月 地方総監府関係 行政課)国立公 文書館所蔵 自治省<sup>⑧</sup>/3A-13-8-123 所収)と同じであり、新聞
- 報道が正確である場合を示すものである。
- 9 「極秘」地方総監会議内閣総理大臣訓示(二〇、六、一九)[昭和 二十年六月 地方総監府ニ関スル件 内閣官房総務課長](国立公 文書館所蔵、2A-40-298) 所収。同文書冒頭には、「発表シタルモ ノト異ナルニ付注意ヲ要ス」との付箋がある。
- 10 山田武雄「島根県庁焼打事件」『大霞』第四三号、一九七九年。松 尾寿・田中義昭・渡邊貞幸・大日方克己・井上寛司・竹永三男『島 根県の歴史』山川出版社、二〇〇五年
- 11 前掲注3「昭和二十年六月 地方総監府関係」
- 12 『官報』号外、一九四五年六月一日
- 13 『官報』第五五三二号、一九四五年六月三日
- 14 「地方総監府参与ノ構成及運営等ニ関スル件依命通牒」[昭和二十 年六月 地方総監府関係 行政課](国立公文書館所蔵 自治省<sup>⑧</sup> /3A-13-8-123) 所収
- 15 この中、最後に「地方総監及地方長官会議」として開催された、 幣原喜重郎内閣下の一九四五年一月二日の会議については、「懇 談」の速記録(国立公文書館所蔵「昭和二十年十一月二日地方総 監及地方長官会議記録」総理府・昭和五七年度/2A-29-142 所収) の翻刻と併せて若干の検討を加えたが(竹永三男二〇〇九年)、引 き続き課題としたい。
- 16 「第五章 地方長官会議」大霞会内務省史編集委員会編『内務省史』 第三卷、大霞会、一九七一年

〔参考文献〕

- 大霞会内務省史編集委員会編『内務省史』第一卷、大霞会、一九七一年
- 大霞会内務省史編集委員会編『内務省史』第三卷、大霞会、一九七一年
- 滝口剛「地方行政協議会と戦時業務 東条・小磯内閣の内務行政」(1)～(3)、『阪大法学』50-3、50-5、51-1、二〇〇〇～二〇〇一年
- 中国地方総監府誌刊行会『中国地方総監府誌 原爆被災記録』一九七二年(家永三郎・小田切秀雄・黒古一夫編『日本の原爆記録』6、日本図書センター、一九九一年所収)
- 矢野信幸「太平洋戦争末期における内閣機能強化構想の展開―地方総監府の設置をめぐる―」『史学雑誌』第一〇七編第四号、一九九八年
- 横島公司「地方総監府の制度と運用―戦前期の地方広域行政再編をめぐる―過程―」桑原真人・山田玲良・石井聡・横島公司編『北海道と道州制―歴史と現状・国際比較―』札幌大学附属総合研究所、二〇一二年
- 〔竹永三男地方長官会議研究関係文献〕
- 〔地方長官会議に関する覚書〕宮川秀一編『日本史における国家と社会』思文閣出版、一九九二年所収
- 〔近代日本における中央・地方・地域―地方長官会議、同郷会・同郷人雑誌を素材として―〕朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造 近世・近代編』思文閣出版、一九九五年所収
- 〔原敬と地方長官会議―日露戦後における地方長官会議の確立〕『社会システム論集』一、一九九六年
- 〔第二次大隈重信内閣期の地方長官会議小考〕『部落問題研究』一六七、二〇〇四年
- 〔地方長官会議と部落問題〕『部落問題研究』一七二、二〇〇五年 a
- 〔地方長官会議における昭和天皇の『下問』と知事の『地方事情奏上』―地方新聞の関係記事の検討―〕『社会文化論集』第二号、二〇〇五年 b
- 〔昭和天皇と地方長官会議―『下問』と『地方事情奏上』の分析―〕『ヒストリア』第一九八号、二〇〇六年
- 〔敗戦後の『地方総監及地方長官会議』・『地方長官会議』に関する覚書〕相良英輔先生退職記念論集刊行会編『たたら製鉄・石見銀山と地域社会―近世近代の中国地方』清文堂出版、二〇〇八年 a 所収
- 〔地方長官会議の歴史的研究と地方長官会議関係文書〕『岡山県立記録資料館紀要』第三号、二〇〇八年 b
- 〔幣原喜重郎内閣期の『地方総監及地方長官会議』・『地方長官会議』における懇談速記録〕『社会文化論集』第五号、二〇〇九年
- 〔吉田茂内閣期の『地方長官会議』における懇談速記録〕『社会文化論集』第六号、二〇一〇年
- 〔アジア太平洋戦争期の地方長官会議と昭和天皇〕『社会文化論集』第七号、二〇一一年
- 〔地方長官会議における福島県知事の地方事情奏上と昭和天皇の下問〕『社会文化論集』第八号、二〇一二年

**【表1】 地方総監府（地方総監府官制）と地方行政協議会（地方行政協議会令）の比較**

注：①「地方行政協議会令」第一条の「総合連絡調整」は、1945年1月31日の勅令第四十四号で「統一及推進」に改められた（その他の改正は省略）。

名称	昭和十八年六月三十日勅令第五百四十八号 地方行政協議会令	昭和二十年六月十日勅令第三百五十号 地方総監府官制	昭和二十年十一月六日 勅令第六百二十二号 地方行政事務局設置制
上論	朕地方行政協議会令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム	朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ地方総監府官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム	朕地方行政事務局設置制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
副署	内閣総理大臣兼陸軍大臣 東条英機 厚生大臣 小泉親彦 司法大臣 岩村通世 海軍大臣 嶋田繁太郎 通信大臣 寺島 健 大蔵大臣 賀屋興宣 商工大臣 岸 信介 鉄道大臣 八田嘉明 内務大臣 安藤紀三郎 大東亜大臣 青木一男 外務大臣 重光 葵 農林大臣 山崎達之助 文部大臣子爵 岡部長景	内閣総理大臣男爵 鈴木貫太郎 内務大臣 安倍源基	内閣総理大臣男爵 幣原喜重郎 内務大臣 堀切善次郎
目的 設置 管轄	第一条 地方ニ於ケル各般ノ行政ノ総合連絡調整①ヲ図ル為北海地方、東北地方、関東地方、東海地方、北陸地方、近畿地方、中国地方、四国地方及九州地方ニ地方行政協議会ヲ置ク 前項ノ地方区分並ニ協議会ノ名称及之ヲ附置スベキ都庁府県左ノ如シ	第一条 地方総監ハ大東亜戦争ニ際シ地方ニ於ケル各般ノ行政ヲ統轄シ法令又ハ特別ノ委任ニ依リ其ノ職權ニ関スル事務ヲ管理ス  地方総監府ノ名称、位置及管轄区域ハ別表ニ依ル	第一条 地方ニ於ケル各般ノ行政ノ総合連絡調整ヲ図ル為地方行政事務局ヲ置ク  地方行政事務局ノ名称、位置及管轄区域ハ別表第一ニ依ル
職員 定員 配置	第二条 協議会ハ会長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス  第三条 会長ハ協議会ヲ附置セラレタル都庁府県（以下当該都庁府県ト称ス）ノ長官ヲ以テ之ニ充ツ  第四条 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ 一 当該地方ニ於ケル庁府県長官 二 当該地方ニ付管轄権ヲ有スル財務局長、税関長、地方専売局長、営林局長、鉱山監督局長、地方燃料局長、通信局長、海務局長及鉄道局長 三 当該地方ニ関係アル工務官事務所長、労務官事務所長其ノ他ノ官衙ノ長ニシテ内閣総理大臣ノ指定スルモノ	第二条 地方総監府ニハ通ジテ左ノ職員ヲ置ク 地方総監 親任 地方副総監 六人 勅任 参事官 専任三十人 勅任 秘書官 専任八人 奏任 副参事官 専任百七十七人 奏任 事務官 専任五十九人 奏任 属 専任四百二十六人 判任 地方副総監ハ北海地方総監府及四国地方総監府ニハ之ヲ置カズ 地方総監、地方副総監及秘書官ヲ除クノ外第一項ノ職員ノ各地方総監府ニ於ケル定員ハ内務大臣之ヲ定ム	第二条 地方行政事務局ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク 長官 七人 勅任 次長 七人 勅任 書記官 専任十八人 奏任 事務官 専任七人 奏任 属 専任七十五人 判任 長官ハ地方行政事務局ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ以テ之ニ充ツ 次長ハ各地方行政事務局ニ一人ヲ置ク 長官及次長ヲ除クノ外第一項ノ職員ノ各地方行政事務局ニ於ケル定員ハ内務大臣之ヲ定ム
指揮 系統	第七条 会長ハ内閣総理大臣ノ監督ノ下ニ於テ会務ヲ総理ス 第十三条 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外協議会ノ議事規則其ノ他協議会ニ関シ必要ナル事項ハ内閣総理大臣之ヲ定ム	第三条 地方総監ハ行政全般ノ統轄ニ付テハ内閣総理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ内閣又ハ各省ノ主務ニ付テハ内閣総理大臣又ハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ク 第四条 地方総監府ニ関スル事務ハ内務大臣之ヲ統理ス	第三条 長官ハ行政各般ニ亙ル総合連絡調整ニ付テハ内閣総理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ内閣又ハ各省ノ主務ニ属スル事項ニ付テハ内閣総理大臣又ハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ク 地方行政事務局ニ関スル事務ハ内務大臣之ヲ管理ス
権限	第五条 会長ハ事案ノ性質ニ応ジ委員ノ一部ヲ以テ会議ヲ開クコトヲ得	第五条 地方総監ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ地方総監府令ヲ発シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百円以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得 第六条 地方総監ハ非常急変ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ為兵備ヲ要スルトキハ当該地方ノ陸海軍ノ司令官ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得 第七条 地方総監ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内務大臣ニ具状シ判任官ノ進退ハ之ヲ行フ	第五条 内閣総理大臣又ハ各省大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ地方行政事務局長官ヲシテ当該大臣ノ職權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得  第六条 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内務大臣ニ具状シ判任官ノ進退ハ之ヲ行フ

名称	地方行政協議会令	地方総監府官制	地方行政事務局設置制
地方官衙との関係	<p>第四条 (前出協議会委員構成)</p> <p>第八条 会長ハ協議会ノ事務ニ関シ必要アルトキハ関係官衙ニ対シ資料ノ提出、説明其ノ他ノ共助ヲ求ムルコトヲ得</p> <p>第十条 会長ハ須要ニ応ジ第四条ニ規定スル関係官衙ノ高等官ニ幹事ヲ委嘱シ会長及主幹ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理セシムルコトヲ得</p>	<p>第八条 地方総監ハ管内ニ関係アル地方官衙ノ長ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ (以下地方官衙ノ長ト称ス)ヲ指揮監督シ其ノ功過ハ当該地方官衙ノ所管大臣ニ具状スルモノトス</p> <p>第九条 地方総監ハ地方官衙ノ長ノ命令又ハ処分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ権限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ処分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得</p> <p>第十条 地方総監ハ其ノ職權ニ関スル事務ノ一部ヲ地方官衙ノ長ニ委任スルコトヲ得</p>	<p>第四条 長官ハ別表第二ニ属スル地方官衙ノ長ニシテ管内ニ関係アル者ニ対シ当該地方ニ於ケル各般ノ行政ノ綜合連絡調整上必要ナル指示ヲ為スコトヲ得</p>
職員委員の職掌等	<p>第六条 委員事故アルトキハ会長ノ承認ヲ受ケ部下ノ官吏ヲ其ノ代理者トシテ会議ニ参与セシムルコトヲ得</p> <p>第九条 協議会ニ主幹ヲ置ク当該都庁府県ニ配置セラレタル地方参事官ヲ以テ之ニ充ツ主幹ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス</p> <p>第十一条 協議会ノ庶務ハ当該都庁府県之ヲ掌リ長官官房又ハ知事官房ノ主幹トス</p> <p>第十二条 協議会ニ関スル事務ニ従事セシムル為当該都庁府県ニ臨時ニ属専任二人ヲ増置ス</p>	<p>第十一条 地方副総監ハ地方総監ヲ佐ケ事務ヲ整理シ各部ノ事務ヲ監督シ地方総監事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス</p> <p>北海地方総監府及四国地方総監府ニ在リテハ地方総監事故アルトキハ内務大臣ニ於テ参事官ノ一人ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシム</p> <p>地方総監ハ地方総監府ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得</p> <p>第十二条 地方総監府ニ総監官房及所要ノ部ヲ置ク部長ハ参事官ヲ以テ之ニ充ツ総監官房及各部ノ事務ノ分掌ハ内務大臣之ヲ定ム</p> <p>第十三条 参事官ハ地方総監ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル</p> <p>第十四条 秘書官ハ地方総監ノ命ヲ承ケ機密ニ属スル事務ヲ掌ル</p> <p>第十五条 副参事官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル</p> <p>第十六条 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス</p>	<p>第七条 次長ハ長官ヲ佐ケ局務ヲ掌理シ長官事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス</p> <p>第八条 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル</p> <p>第九条 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス</p>
その他		略	<p>第十条 地方行政事務局ニ地方行政連絡会議ヲ附置ス</p> <p>地方行政連絡会議ハ地方行政事務局長官及第四条ニ規定スル地方官衙ノ長ヲ以テ組織ス</p> <p>地方行政連絡会議ハ地方行政事務局長官之ヲ主宰ス</p> <p>第三項ニ定ムルモノヲ除ク外地方行政連絡会議ニ関シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム</p>
施行日	附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス	附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス	附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
出典	アジア歴史資料センター Ref.A 03022844100、御署名原本・昭和十八年勅令第五四八号「地方行政協議会令」(国立公文書館所蔵)	アジア歴史資料センター Ref.A 04017745800、御署名原本、昭和二十年勅令第三五〇号「地方総監府官制」(国立公文書館所蔵)	アジア歴史資料センター Ref.A 04017773000 御署名原本、昭和二十年勅令第六二二号「地方行政事務局設置制」(国立公文書館所蔵)

【表 2-1】「地方行政協議会」の設置区分 (当初)(1943 年 6 月 30 日勅令第 548 号地方行政協議会令による)

地方区分		名称	附置ノ都庁府県
北海道	樺太	北海道地方行政協議会	北海道庁
東北地方	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北地方行政協議会	宮城県
関東地方	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	関東地方行政協議会	東京都
東海地方	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	東海地方行政協議会	愛知県
北陸地方	新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県	北陸地方行政協議会	新潟県
近畿地方	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿地方行政協議会	大阪府
中国地方	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国地方行政協議会	広島県
四国地方	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国地方行政協議会	愛媛県
九州地方	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	九州地方行政協議会	福岡県

【表 2-2】「地方行政協議会」の設置区分（改正後）(1945 年 1 月 31 日勅令第 44 号地方行政協議会令中改正による)

地区区分		名称	位置
北海道地方	樺太 北海道	北海道地方行政協議会	北海道庁
東北地方	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北地方行政協議会	宮城県
関東信越地方	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県	関東地方行政協議会	東京都
東海北陸地方	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 富山県 石川県	東海地方行政協議会	愛知県
近畿地方	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 福井県	近畿地方行政協議会	大阪府
中国地方	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国地方行政協議会	広島県
四国地方	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国地方行政協議会	愛媛県
九州地方	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	九州地方行政協議会	福岡市

【表 2-3】地方総監府の管轄区域（1945 年 6 月 10 日勅令第 350 号地方総監府官制による）

地方総監府名称位置及管轄区域表		
名称	位置	管轄区域
北海道地方総監府	札幌市	樺太 北海道
東北地方総監府	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越地方総監府	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県
東海北陸地方総監府	名古屋市	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 富山県 石川県
近畿地方総監府	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 福井県
中国地方総監府	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国地方総監府	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方総監府	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

【表 2-4】地方行政事務所の管轄区域（1945 年 11 月 6 日勅令第 622 号 地方行政事務所設置制による）

名称	位置	管轄区域
東北地方行政事務所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越地方行政事務所	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県
東海北陸地方行政事務所	名古屋市	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 富山県 石川県
近畿地方行政事務所	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 福井県
中国地方行政事務所	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国地方行政事務所	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方行政事務所	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

出典：【表 2-1】【表 2-2】【表 2-4】は、【表 1】の出典と同じ。

【表 2-2】は、アジア歴史資料センター Ref.A04017715200、御署名原本、昭和二十年勅令第四四号「地方行政協議会令外二勅令中改正ノ件」（国立公文書館所蔵）



【表 3-1】1945 年 6 月 19 日開催の地方総監会議（13 時開会・18 時閉会）於・首相官邸

出席地方総監	熊谷北海地方総監、丸山東北地方総監、西尾関東信越地方総監、小畑東海北陸地方総監、安井近畿地方総監、大塚中国地方総監、木村四国地方総監、戸塚九州地方総監
政府側出席者	鈴木貫太郎内閣総理大臣以下全閣僚
鈴木貫太郎首相	訓示
安倍源基内務大臣	説示
阿南惟幾陸軍大臣	戦況報告
米内光政海軍大臣	戦況報告
東郷茂徳外務大臣	国際情勢説明
豊田貞次郎軍需大臣	所管事項説示
石黒忠篤農商大臣	所管事項説示
広瀬豊作大蔵大臣	所管事項説示
秋永月三総合計画局長官	国力の実相及び今後とるべき措置
村瀬直養法制局長官	戦時緊急措置法に関する説明
野村海運局総監	海運の現状

出典：「朝日新聞」1945 年 6 月 20 日による

【表 3-2】1945 年 6 月 20 日開催の地方総監府官房主幹会議（9 時開会、17 時散会）於・内務省

地方総監府側出席者	8 地方総監府各官房主幹
政府側出席者	灘尾内務次官、権名軍需次官、内閣・各省関係局課長
権名軍需次官挨拶	地方軍需管理局と総監府との関係およびその運営について
関係官より説明	一、陸軍省一義勇戦隊の要領、軍管区司令部、鎮守府司令部または警備府司令部と地方総監府との連繫方法 一、軍需省一地方軍需監理局所掌事務の運営要領 一、文部省一学徒援護隊設立について 一、法制局一戦時緊急措置法の運営要領 一、総合計画局一物価問題 一、海運総監部一国家船舶および港湾の一元的運営について 一、大蔵省一地方総監府における予算運営要領、樟脳油の増産について
内務省関係局課長との懇談	地方総監府の運営に関する諸問題

出典：「朝日新聞」1945 年 6 月 21 日

【表 4-1】1945 年 7 月 16 日開催の地方総監会議（10 時開会・17 時閉会）於・首相官邸

出席地方総監	熊谷北海地方総監、丸山東北地方総監、西尾関東信越地方総監、小畑東海北陸地方総監、安井近畿地方総監、大塚中国地方総監、木村四国地方総監、戸塚九州地方総監
政府側出席者	鈴木貫太郎内閣総理大臣以下各大臣
鈴木貫太郎首相	簡単なる挨拶
栗原海軍少将	軍事情勢の説明
豊田貞次郎軍需大臣	特定兵器並に食糧の増産に関し第二四半期物動の説明
石黒忠篤農商大臣	配給基準量切下げ後の食糧事情の説明
広瀬豊作大蔵大臣	所管事項につき説明
下村情報局総裁	所管事項につき説明
小日山直登運輸大臣	所管事項につき説明
阿南惟幾陸軍大臣	所管事項につき説明
松阪廣政司法大臣	所管事項につき説明
岡田忠彦厚生大臣	所管事項につき説明
安倍源基内務大臣	所管事項につき説明
吉積正雄陸軍軍務局長	所管事項につき説明
各地方総監	地方事情の説明
懇談	地方総監側より戦意の昂揚、地方都市爆撃戦災の対策、委譲権限ならびに予算および総監府行政の運営等に関し率直なる意見の開陳があり、これに対し鈴木首相以下各大臣より烈々たる所感を披露

出典：「朝日新聞」1945 年 7 月 17 日による

**【表 4-2】 1945 年 7 月 17 日開催の地方総監府官房主幹会議（9 時開会、17 時 30 分閉会）於・内務省**

櫛田総合計画局物価部長	物価関係の権限委譲について
片柳農商省食糧監理局次長	最近の食糧事情
小野運輸省企画局長・藤原運輸省海運局長等	国内戦場化に伴ふ運輸対策
外務省・陸軍省・海軍省・軍需省・文部省・大蔵省・情報局各代表者	所管事項

出典：「朝日新聞」1945 年 7 月 18 日による

**【表 5-1】 1945 年 9 月 7 日開催地方総監会議（13 時 30 分開会）於・首相官邸**

東久邇稔彦首相	「挨拶」
重光葵外務大臣	「外交経緯についての説明」
政府側	「政府側の指示」
各地方総監	「地方事情の報告」

出典：「朝日新聞」1945 年 9 月 8 日

**【表 5-2】 1945 年 9 月 8 日開催の地方総監府官房主幹会議（8 時開会）於・内務省**

陸軍省・海軍省	「軍人軍属の復員状況」
外務省	「外地よりの引上げ邦人問題」
神奈川県斎藤次長	「联合国軍進駐状況」
厚生省	「戦災復興対策」
運輸省・通信院	「交通、通信状況」
大蔵省	「資金問題」
内務省・統計局	「人口調査、選挙対策等」

出典：「朝日新聞」1945 年 9 月 8 日

**【表 6】 1945 年 11 月 2 日開催の地方総監及地方長官会議（8 時開会）於・首相官邸**

幣原喜重郎内閣総理大臣	訓示
一同	宮中参内
堀切善次郎内務大臣	説示
吉田茂外務大臣	訓示
児玉謙次終戦連絡中央事務局総裁	訓示
下村定陸軍大臣	発言
米内光政海軍大臣	説示*
前田多門文部大臣	説示
渋沢敬三大蔵大臣	説示
松村謙三農林大臣	説示
小笠原三九郎商工大臣	説示
芦田均厚生大臣	説示
田中武雄運輸大臣	説示
松前重義通信院総裁	挨拶
高松宮日本赤十字社総裁	挨拶
質疑応答	説示
懇談	説示
参考配付	終戦事務情報 第 1 号、第 2 号

注：\*米内海軍大臣は、病氣不参加のため説示要旨配付

【表 7】 地方総監府発足後の組織整備と活動状況

月 日	地方総監府関係の動き	種別*	記事日付
6月10日	①「地方総監府を新設 権限を大幅委譲 “行政区域の道州制” 実現」と報道 ②設置要領、関係人事異動（地方総監・地方副総監・参事官・軍需監理局長官・知事等）を報道。総監8名、副総監6名以下総数654人 ③地方総監府の外局として地方軍需監理局を新設、基本事項、航空機工場等重要工場事務などの外の事務は都庁府県に移し、実施機関として活用 ④松阪法相、衆議院委員会で地方総監府設置に合わせ、地方総監府の所在地に控訴院を移転する方針を言明、長崎控訴院は福岡に ⑤運輸省、地方総監府設置にともなう人事異動発令 ⑥農商省、地方総監府設置にともない、参事官に3名、副参事官に14名転出させる人事異動発令	(2) (1) (2) (3) (1) (1)	6月11日
6月11日	⑦関東信越地方総監府、東京市芝区西久保巴町・鞆絵国民小学校内に設置、午後1時半から開庁式挙行。 ⑧本間精副総監（元福岡県知事）、発足に当たって談話	(6) (6)	6月11日 6月13日
6月16日	⑨地方総監府発足にともなう「中央の企画化」「地方の執行化」の傾向強化に対応して、政府は「参与委員制」（1944年7月1日公布施行）を廃止し、「内閣行政委員及各省行政委員制」を公布施行して、企画と執行の調整、中央と地方の連絡の円滑化を図る	(1)	6月16日
6月16日 ～28日	⑩関東信越地方総監府の西尾総監、本間副総監の巡閲日程 〔西尾総監〕6月17日 東京財務局/18日 東京地方専売局/20日 東京鉄道局/21日 東京地方燃料局/22日 東京食糧事務所/23日 東京木炭事務所/25日 東京通信局、東京防衛通信施設部/26日 東京電気通信建設事務所/28日 警視庁 〔本間副総監〕16日 新潟県庁/17日 日本海事務局新潟鉄道局/18日 長野県庁/19日 群馬県庁/21日 神奈川県庁/22日 茨城県庁/23日 栃木県庁/24日 山梨県庁/26日 埼玉県庁/28日 千葉県庁	(6)	6月16日
6月18日	⑪日本文学報国会第34回理事会、文化人の地方疎開に対応して、地方総監府ごとに支部を創設し、全国的活動を開始することを決定	(3)	6月23日
6月19日	⑫最初の地方総監会議開催	(4)	6月20日
6月20日	⑬最初の地方総監官房主幹会議開催	(4)	6月21日
6月20日 ～7月5日	⑭農商省の「甘藷増産完遂大会期間」（6月20日～7月5日）の主催者に地方総監府も政府各省・都庁府県とともに加わる	(5)	6月22日
6月21日	⑮政府各省次官会議で中央官庁の非常執務態勢確立に付き協議。記事では、地方総監府は「地方行政の戦場態勢確立」と位置づけ	(5)	6月22日
6月23日	⑯陸軍省が中国・四国に軍管区を、海軍省が北海・東北・東海北陸・四国・九州に地方海軍部をそれぞれ設置し、発令人事を公表	(3)	6月24日
6月26日	⑰沖繩戦終結に際し鈴木首相、内閣告諭を発表。その解説記事で、政府は地方総監府設置・権限委譲で「地方行政の戦場態勢確立を期してゐる」と報道	(2)	6月27日
7月4日 ・5日	⑱軍需省、地方総監府設置にともなう軍需監理部の地方軍需監理局への改組後初めての地方軍需監理局長官会同を開催し、東北以外の7長官出席 豊田軍需相、本土決戦に備え軍需生産行政の地域的自立自活態勢の確立などを訓示	(4) (5)	7月7日
7月7日	⑲内務省、地方総監権限を委譲する内務省令を公布・施行し発表	(2)	7月8日
7月8日	⑳農商省機構改革発表。機構を簡素化して職員の方総監府出向を図る	(1)	7月9日
7月9日	㉑鉄鋼統制会、本土決戦に対処する鉄鋼生産の自給自戦態勢整備確立のため機構改組。地方総監府開設に対応して地方組織を拡充強化 ㉒安倍内相、島田沖繩県知事への賞詞を地方総監・各知事等に布達	(3) (5)	7月10日
7月11日	㉓文部省、地方総監府等への権限委譲のため機構改革。学徒動員局を設置	(2)	7月12日
7月13日	㉔内務省、地方総監府との連絡確保等のために省内に地方局が掌理する地方連絡室を設置。地方総監府には原則として毎月1回、庁府県には随時参与・室員を派遣することとする	(4)	7月14日
7月 日	㉕文部省、国民義勇隊の中核として位置づける学徒隊に付き文相直属の学徒指導班の常設を決定。地方総監府の区域ごとに担当を定める	(3)	7月17日

【表7】地方総監府発足後の組織整備と活動状況（つづき）

月 日	地方総監府関係の動き	種別*	記事日付
7月16日	㉕2回目の地方総監会議開催	(4)	7月17日
7月17日	㉖2回目の地方総監府官房主幹会議開催	(4)	7月18日
7月18日	㉗東海北陸地方総監府、空襲による医薬品・医薬・器具類の損失に鑑み、総監府令により防空法施行令	(6)	7月19日
7月20日	㉘軍需省、権限の大幅な地方委譲を実施	(2)	7月20日
7月25日・26日	㉙地方総監府第一部長会議両日にわたって開催を予告。治安・警備・防空・情報・宣伝・通信等に関する協議実施予定	(4)	7月25日
7月28日	㉚関東信越地方総監府、地方長官及主要官衙長会議開催、国民総勤労力の活用、運輸交通の増強整備、生産防衛の強化と工場疎開受入れ、沿岸警備計画、主要食糧の需給、塩の確保、燃料の増産配給に付き協議予定	(6)	7月27日
	㉛厚生省、地方総監府に大幅な権限委譲を公布	(2)	7月29日
	㉜鈴木首相、内閣記者団と懇談。地方総監府設置・権限委譲は政治力強化による決戦態勢などと説明	(2)	7月30日
7月30日・31日	㉝地方総監府第三部長会議開催予定	(4)	7月28日
8月2日	㉞厚生省、「戦災工場従業者等の措置要領」を決定し地方長官・地方副総監に通牒。戦災工場労働者・長期欠勤者の緊急産業部門への復帰を企図	(5)	8月3日
8月3日	㉟厚生省勤労局長、松根油等増産のための勤労者確保方針を地方長官・地方副総監に通牒	(5)	8月4日
8月 日	㊱東海北陸地方総監府、全国に先駆けて精農者用住宅・工場労働者用住宅建設資材の供出を各県に指令	(6)	8月5日
8月 日	㊲司法省、地方総監府の新設に合わせて、高松控訴院の新設、長崎控訴院の福岡転移、中央権限の地方控訴院への委譲	(2) (3)	8月9日
8月8日	㊳軍需省、機械工業の中央統制の簡素化と地方統制機構の強化、地方総監府単位の強力かつ機動的行政実施のため、全日本機械器具統制組合を解散し、傘下組合を再編するとともに、地方総監府区域単位の再編成等を実施	(3)	8月10日
8月15日	㊴防空総本部次長、地方総監府に対し、敗戦により建物疎開は15日午後1時現在で現状のまま中止と通達	(5)	8月16日
8月18日	㊵山崎内相、記者団との会見で、地方総監府は直ちに廃止することはせず、その機構と運用を検討すると述べる		8月19日
8月19日	㊶山崎内相、内務省首脳人事と地方長官の異動を発表。内務次官に古井喜実、警視総監に坂信彌（いずれも「山崎内相の直系」）ほか。内務書記官兼内務監査官（文書課長）の小幡治和は東海北陸地方総監府官房主幹		8月20日
8月26日	㊷大東亜省・軍需省・農商省が廃止され、商工省・農林省が復活。地方総監府の外局として設置された地方軍需監理局は廃止し、地方総監府内に整理・再編		8月26日
	㊸商工省復活に伴う人事異動発令。東海地方総監府参事官の池田欽三郎、北海地方鉱山局長を兼任		8月27日
8月28日	㊹内務省、防空総本部の廃止に伴い全国の地方総監府所在地に設置されていた地方防衛本部を廃止することを地方総監府に通牒。各府県防空本部も8月限りで一斉に廃止		8月29日
8月31日	㊺9月7日に地方総監会議、8日に地方総監府官房主幹会議開催との記事掲載		8月31日
9月7日	㊻3回目の地方総監会議開催（首相官邸）		9月8日
9月8日	㊼3回目の地方総監府官房主幹会議開催（内務省）		9月9日
9月 日	㊽中国地方総監府藪谷第三部長、在満州・在朝鮮の邦人引き揚げ措置について説明。総監府で海陸の輸送力強化を要請し、女性・子供を優先して毎日7000人を輸送。引揚者上陸後の食糧は山口県に手配、宿舎・臨時列車につき対策中という		9月14日

【表7】 地方総監府発足後の組織整備と活動状況（つづき）

月 日	地方総監府関係の動き	種別*	記事日付
9月28日	⑩政府、地方総監府を廃止し地方行政事務局・地方行政連絡会議新設を閣議決定し、地方総監府官制廃止、地方行政事務局官制案の枢密院諮詢を奏請 ⑪地方総監府第四部・第五部（北海地方は第三部）の商工省関係所掌事項中電気関係事務、アルコール石油専売関係事務等は広域的処理必要のため、地方行政事務局の外局として地方商工処理部を設置すると閣議決定、10月5日公布・実施		9月29日  10月4日
9月30日	⑫「朝日新聞」、「社説 機構簡素化が複雑化か」で、地方行政事務局案につき論評。「地方行政機構が内務官僚的見地からのみいぢられる時代ではない」と批判し、「屋上屋を架する」地方行政事務局を廃止するか、中央との連絡および横のブロックとの連繋を行う地方行政事務局の下に自治体的色彩を強化した府県を置く案を提示		9月30日
10月3日 10月3日 ・4日	⑬枢密院、午前10時開会の本会議で地方総監府官制廃止に関する件を可決 ⑭商工省、3日に各地方総監府関係部長を招集して会議開催、連合軍最高司令部との連絡経過と今後の商工行政施策に関する方針提示、4日は各部長から地方事情説明と意見開陳、質疑懇談の実施を予定。この会議で終戦連絡主要事項につき詳細な説明があり、連絡経過の全貌が明らかになる 同じくこの会議で戦災復旧資材の増産、重要日用品の生産目標数量決定。中嶋商工大臣は「業界の自主的統制を基礎として新たに生れる各種団体を打つて一丸とする総合的産業団体設置の意図を発表」		10月4日 10月3日  10月4日 10月5日
10月 日	⑮山崎内相、地方総監府廃止を機に官界刷新断行方針と報道。地方総監府の廃止で約650人が元の官庁に復帰か免官。地方長官に衆議院議員任用、民間からの任用も検討とされる		10月4日
10月8日	⑯「朝日新聞」、幣原内閣の組閣進行を受け、地方総監府廃止、全国警察部長の罷免にともなう全面的な内務省人事の異動につき論評		10月8日
10月18日	⑰堀切内相、地方長官異動、地方総監府廃止に伴う人事、全国警察部長後任人事につき談話		10月19日
10月20日	⑱内閣辞令、商工書記官の齋藤大介、地方総監府副参事官の高橋等・石坂善五郎を地方総監府参事官に任用		10月21日
10月23日	⑲関口泰、地方総監制を拡充して州庁制を断行すること、知事の公選制を実施することを提言		10月23日
10月26日	⑳堀切内相、联合国軍最高司令部の意向で一時中止となっている地方総監府廃止とは切り離して、地方長官の大幅な異動を閣議で決定		10月27日
10月27日	㉑内務省、知事および部長級の大幅な人事異動発令。各地方総監府の参事官等からも内務省、知事に異動		10月28日
11月5日	㉒政府が10月6日に廃止実施を予定していた地方総監府につき、联合国軍最高司令部から「総監府は地方制度改革の一環として再検討を要するとして廃止に関し一時延期を命じて来、以来联合国軍司令部と内務省との間に折衝を続けて来た」が、この日、1日付けで廃止を正式承認すると回答		11月6日
11月6日	㉓地方総監府廃止、地方行政事務局設置、関係人事を閣議で決定し発令。地方行政事務局長官は所在の地方長官を、同次長には内務・農林・大蔵・文部各省から、地方行政事務局の外局ともいうべき地方商工処理部には商工省関係からそれぞれ起用		11月7日
11月10日	㉔「朝日新聞」、「社説 地方総監制度の改正」掲載。地方行政事務局の機能発揮への疑問、広域行政と知事公選を合わせて道州制移行に出なかったことへの疑問から、「暫定的」なものとの批判。民主主義と国民生活に関わる地方制度を内務官僚の手のみに委ねられないとする		11月10日

出典：「朝日新聞」掲載記事（「聞蔵Ⅱビジュアル」により閲覧）により作成

注：\*「種別」は、本文で論じた、地方総監府創設後の機能実質化の展開事項の第一から第六に対応する。